指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業	者	名	住	所
株式会社カツイ			岩見沢市9条西1-10-1	

2 指名停止期間

建設工事(十木・建築・大工・とび・鋼構造物・内装仕上)

平成28年2月23日~平成28年3月7日(2週間)

- 指名停止措置の範囲:北海道森林管理局管内
- 指名停止の理由

一般工事において、橋の修復工事の工事現場に設置したつり足場を、 地覆コンクリート解体作業をするために、下請負業者の労働者に使用 させるに当たり、構造及び材料に応じて作業床の最大積載荷重を定め なかった。

その結果、同上つり足場の崩壊により作業員3名が吊り足場から墜 落し、1名が死亡、2名が負傷した。

このことにより、岩見沢簡易裁判所において、労働安全衛生法違反 により罰金刑に処せられ、平成27年11月7日にその刑が確定し

このことは「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故) に該当する 事実があるため。

〈参考〉

「工事請負契約指名停止等措置要領」(抜粋)

昭和59年6月11日 59林野第156号 林野庁長官通知 【最終改正】 平成27年4月15日 27林政政第636号

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

が					
措置要件	指名停止の期間				
(安全管理措置の不適切により生じた工事 関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の 措置が不適切であったため、工事関係者に 死亡又は負傷者を生じさせた場合におい て、当該事故が重大であると認められると き。	当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内				

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課 直 通: 011-622-5214 担当者: 主計係(内線307)